

高等学校等就学支援金・臨時支援金の申請について

「高等学校等就学支援金制度」は、私立高等学校等に通う生徒本人へ、授業料の支援として「就学支援金」が支給される制度です。

説明をよくお読みいただき、必要書類をご準備の上、期日までにご提出願います。

また、来年4月より就学支援金の所得制限が撤廃予定のため、今回、全員必ず申請をお願いいたします。（今回の申請で令和8年6月分までの申請となります。）

なお、今年度については、就学支援金の判定で所得制限となった生徒に「大阪府私立高校生等臨時支援金」（年額118,800円）が支給されますので、『大阪府私立高校生等臨時支援金申請意向及び同意について（様式1）』についても、必ず提出してください。

提出忘れ等で期日が過ぎた場合、法律により遡っての支給は出来ませんのでご注意ください。

◆就学支援金制度概要

国公立を問わず、高等学校の授業料（*1）の支援として、課税証明書に記載されている保護者等の『課税標準額×6%-市町村民税調整控除額（*2）』の父母の合算額が0円～154,500円未満の世帯に月額33,000円、154,500円～304,200円未満の世帯に月額9,900円が支給されます。

（*1 本校では、授業料と教育充実費のみが対象となります。）

（*2 2009.1.2～2009.4.1の早生まれの場合『（課税標準額-33万円）×6%-市町村民税調整控除額』となります。）

◆年間支給額 表

課税標準額×6%- 市町村民税調整控除額	およその年収（*2）	月額支給額	年間支給額 （12ヶ月分）
非課税・生活保護 0円～154,500円未満	約590万円未満	33,000円	396,000円
154,500円～ 304,200円未満	約910万円未満	9,900円	118,800円
304,200円以上	約910万円以上	支給なし	支給なし

（*2 保護者のうちどちらかが働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯を基準としています）

令和7年4月～令和7年6月の所得判定・・・令和6年度の課税額で判定
令和7年7月～令和8年6月の所得判定・・・令和7年度の課税額で判定

◆支給要件

- ・生徒が日本国内に住所を有すること。
- ・高等学校へ在籍していること。
- ・「**保護者等の課税標準額×6%-市町村民税調整控除額**」の父母の合算が**304,200円未満**の世帯であること。

※保護者が海外赴任などで個人番号（マイナンバー）の提出ができない場合でも、支援金を受給できる場合がありますので、事務局までご連絡ください。

※保護者等の収入がやむを得ない理由により著しく減少した家計急変世帯の場合も、支援金を受給できる場合がありますので、事務局にご連絡・ご相談ください。

◆就学支援金・臨時支援金の支給方法

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって国から大阪府を経由して受取り、授業料に充当します。生徒本人が直接受取るものではありません。

第1期・第2期分は基準額（月額9,900円）を授業料と差引支給し、第3期・第4期は判定により、ランクに応じた金額を授業料と差引支給いたします。

また、第1期・第2期に加算額（月額23,100円）ありと判定された方には、授業料等振替口座へ12月（予定）に還付支給いたします。

◆提出書類 ※全員、封筒内の申請書類は全て提出してください。

《 就学支援金不認定又は未申請の世帯 》 3～6、8 ページ目の記入例を参照してください

- ・ 受給資格認定申請書（様式第1号）
- ・ 個人番号（写）貼付台紙
- ・ 大阪私立高校生等臨時支援金申請意向及び同意について（様式1）

《 就学支援金を現在受給中の世帯 》 7～8 ページ目の記入例を参照してください

- ・ 高等学校等就学支援金 所得判定に係る必要事項確認書

※高校1年生で『受給資格認定通知』が封筒に入っている方は、確認書の提出は不要です。

- ・ 大阪私立高校生等臨時支援金申請意向及び同意について（様式1）

※大阪府授業料無償化制度（新制度）の対象となるためには、就学支援金の申請書類の提出が必要となります。申請書類を提出しなかった場合、新制度の適用は辞退したものと見なされます。

※次のイまたはロに該当する世帯の方は、提出書類及び申請書の様式が異なりますので、事務局までご連絡ください。

イ. 生活保護受給世帯の方（令和7年1月1日時点にて生活扶助を受けている）

ロ. マイナンバー制度における不開示措置を行っている方

◆注意事項

- ・ 今回の申請で、令和8年6月分までの支給金額が判定されます。
- ・ 所得の増減により4月～6月分と、7月～翌年6月分までの支給金額が異なることがあります。
- ・ 離婚・再婚等で保護者変更等が生じた場合は、支給金額が変更となる場合がありますので、早急に事務局までご連絡ください。
- ・ 訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペンは不可、訂正印は不要です。
- ・ 個人情報の取扱いについては『入学後の手引き』P.27, 28に記載の通りです。

※ 提出期日：7月22日（火） ※期日厳守 **【全員提出】**
書類を全て配付時の封筒に入れ、担任に提出してください

【お問い合わせ先】 四天王寺東高等学校

事務局 総務課 庶務係

電話：072-937-2855

① 個人番号（マイナンバー）提出者用

※記入日

令和7年 7月 15日

大阪府教育長 殿

高等学校等就学支援金

※就学支援金不認定・未申請の方はこちらにレ

受給資格認定申請書（初回時）（次の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

☒ 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 就学支援金の受給資格の認定を申請しません。（申請しない場合も提出してください。）

【申請しない場合の理由】 ☐ 所得基準（市町村民税の課税所得額（課税標準額）×6%-市町村民税の調整控除額304,200円未満）超過のため
☐ その他

収入状況届出書（2回目以降）（既に受給資格の認定を受けている場合は、次の口にレ印を付けてください。）

☐ 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	とうこう		たろう	
生徒の氏名	姓	東 高	名	太 郎

生徒の 生年月日	2009 年 2 月 22 日			
生徒の住所	〒 583-0026 大阪 都道府県 藤井寺 市区町村 春日丘3-1-78-123号室			
保護者等の電話番号	090-9377-1234 ※日中に連絡のつく電話番号を記入			
生徒が在学する 学校の名称	四天王寺東高等学校			
学年・組・番号	2 年 6 組 24 番			

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

1年生:令和7年

2年生:令和6年

3年生:令和5年

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 私立 四天王寺東高等学校	令和 年 4 月 1 日 ~ (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 全日制課程 普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	~ 年 月 日 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日 日	学校の種類・課程・学科

『記入例』（表面）

※赤文字部分を記入してください。裏面もあります。

【2. 保護者等の収入の状況について】

必ず(1)①～⑦のいずれかに✓してください

の写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し）までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	☒	親権者(両親)2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
②	☐	親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）（イのⅡに該当する場合は理由を記入してください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
	☐	ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	☐	イ Ⅰ離婚、死別等により親権者が1人の場合、 Ⅱ親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 （理由：※②－イ－Ⅱに該当する場合は理由を記入）
③	☐	未成年後見人□名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）
	☐	ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	☐	イ Ⅰ生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 Ⅱ入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 Ⅲ生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 Ⅳ生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等 ※Ⅰ・Ⅱの場合は生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。（被保険者等記号・番号は黒塗りしてください）
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等 ※生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。（被保険者等記号・番号は黒塗りしてください）
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。		
⑦	☐	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名、生徒との続柄及び保護者等の令和5年度の課税地（2023年1月1日現在の市区町村までの住所）および令和6年度の課税地（2024年1月1日現在の市区町村までの住所）（この□にレ印を付けた場合は不要です）

個人番号カード(写)を添付する保護者を記入

には、□にレ印をつけてください。

※令和5年度の課税地について、2024年7月以降に申請または届出をおこなった場合は記入不要です。

※個人番号カード(写)等貼付台紙の裏書とそろえてください。

保護者等① 氏名 (ふりがな) とうこう いちろう	生徒との続柄
東高 一郎	父
生年月日（西暦） 1975 年 1 月 17 日	上記以外→
令和6年度の課税地（2024年1月1日現在の住所） ※2025年7月以降の申請の場合は記入不要	
都 道 府 県 市 区 町 村	
☐ 日本国内に住所を有していない。 ※日本国内に在住していない期間 (年 月 日) から (年 月 日・現在) まで	
☐ 生活扶助を受けている	
令和7年度の課税地（2025年1月1日現在の住所）	
都 道 府 県 市 区 町 村	
大阪 府 藤井寺 市	
☐ 日本国内に住所を有していない。 ※日本国内に在住していない期間 (年 月 日) から (年 月 日・現在) まで	
☐ 生活扶助を受けている	

保護者等② 氏名 (ふりがな) とうこう はなこ	生徒との続柄
東高 花子	母
生年月日（西暦） 1978 年 8 月 28 日	上記以外→
令和6年度の課税地（2024年1月1日現在の住所） ※2025年7月以降の申請の場合は記入不要	
都 道 府 県 市 区 町 村	
☐ 日本国内に住所を有していない。 ※日本国内に在住していない期間 (年 月 日) から (年 月 日・現在) まで	
☐ 生活扶助を受けている	
令和7年度の課税地（2025年1月1日現在の住所）	
都 道 府 県 市 区 町 村	
大阪 府 藤井寺 市	
☐ 日本国内に住所を有していない。 ※日本国内に在住していない期間 (年 月 日) から (年 月 日・現在) まで	
☐ 生活扶助を受けている	

※保護者が海外在住の方は
海外での在住期間を記入

※生活扶助を受けている方
はチェックしてください

※ 市町村の修正生世帯の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者学校に連絡してください。

こちらにチェックがないと受給できません

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

- ☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- ☒ 申請に関し提出した個人情報について、以下の点を了承します。
- ・大阪府への情報提供は、オンラインを経由すること。
 - ・この申請のために提出した個人情報を、大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業（以下「本事業」という。）に活用する場合があること。
 - ・この申請のために提出した個人情報を、奨学のための給付金事業に活用する場合があること。
 - ・この申請のために提出した個人情報を、大阪府私立高等学校等学び直し支援事業に活用する場合があること。
 - ・本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う（公財）大阪府育英会に情報提供する場合があること。

(注記) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第二条第12項に規定する個人番号利用事務実施者は、大阪府教育庁となります。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

「記入例」(裏面)

個人番号カード(写)等貼付台紙 **※提出する人数**

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を **2** 名分提出します。

個人番号カードの写しを貼り付けた上で、**太枠**の箇所(個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日)を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

※提出時の注意事項をご確認のうえ、必要事項を記入し、資料を添付してください。※

学校名	四天王寺東高等学校
種類・課程・学科等	高等学校・全日制課程・普通科
ふりがな	とうこう たろう
生徒氏名	東高 太郎
学年・クラス・出席番号等	2-6-24

↓貼り付ける順番は、受給資格認定申請書の保護者等の氏名記載の順番とそろえてください。↓

保護者等①	個人番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2	 氏名と個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。 ※個人番号が書かれていない面は不要です！
	氏名	東高 一郎	
	生年月日	西暦 1975 年 1 月 17 日	
	西暦	1975 年 1 月 17 日	
保護者等②	個人番号	2 3 4 5 - 8 7 6 5 - 0 1 2 3	 氏名と個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。 ※個人番号が書かれていない面は不要です！
	氏名	東高 花子	
	生年月日	西暦 1978 年 8 月 28 日	
	西暦	1978 年 8 月 28 日	
備考	※個人番号が記載された住民票を提出する場合は貼付不可		

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日

年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

個人番号カード（写）提出時の注意事項

●個人番号カードが提出できない場合は、「個人番号が記載された住民票」又は「個人番号が記載された住民票記載事項証明書等」を本台紙と併せて提出願います。**※市役所等で発行された原本が必要です。**

※デジタル手続法（令和２年５月２５日）の施行により、通知カードは使用できなくなりました。

ただし、下記に該当する場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

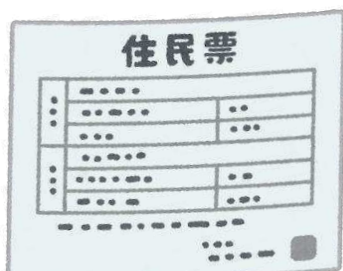
・通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、令和２年５月２５日以前に通知カードの変更手続が完了している場合

●下記の場合は個人番号カードの（写）等「貼付台紙」の提出は不要です。

- ①生活保護受給世帯の場合
- ②生徒本人が支給額の判断基準となる者であり、未婚の未成年且つ所得がないことが確認できる場合
- ③マイナンバー制度における不開示措置を行っており、課税証明書等で提出される場合

個人番号の確認書類について

①②のどちらかを提出してください。

提出物	①個人番号カードの <u>裏面</u> のコピー	②個人番号の記載された住民票 ※市役所等で発行された原本が必要です
見本		
注意事項	表面は提出不要 	住民票の切り取り・貼付厳禁 

<個人番号カードの写しの貼り方について>

●「のり」を使用し、枠内に剥がれないように全面貼付けてください。（テープ、ホッチキスは使用禁止）

※本台紙を機械でスキャンしますので、丁寧な貼付けにご協力をお願いします。

●個人番号の記載された住民票を添付する場合は、「のり」「テープ」「ホッチキス」等での貼付けはせず、台紙の裏に重ねて提出してください。

高等学校等就学支援金 所得判定に係る必要事項確認書

学年/組/番号	2年6組24番
生徒氏名	東高 太郎

既にご提出いただいたマイナンバーを利用して、高等学校等就学支援金の2025年7月以降の所得判定を行うにあたり、以下の3点を確認する必要があります。
つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

- (1)現在の就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)に変更がないか ※裏面【参考1】参照
(2)本年度の課税地(2025年1月1日時点の住所地) ※裏面【参考2】参照
(3)住民税の申告をしているか

【確認事項】該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

＜問1＞就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)に変更はありませんか。

※変更について、既に学校に申出済の場合は「変更なし」を選択してください。

チェック☑

☐	変更なし
☐	変更あり

どちらかに✓

※保護者に変更がある場合、早急に事務局にご連絡ください

※保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。

→＜問2＞就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)の

2024年1月1日時点と2025年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)は同じですか。

チェック☑

☐	同じです
☐	同じではありません

どちらかに✓

※課税地に変更がある場合、＜問3＞も必ず記入してください

→＜問3＞ 前問で「同じではありません」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。⇒記入後、問4へ

No.	課税地等が変更となる 保護者等の氏名	生徒と の続柄	2024年1月1日時点の住所地 (令和6年度の課税地)	2025年1月1日時点の住所地 (令和7年度の課税地)
1	(ふりがな)		都 道 市 区 村 府 県 町 村	都 道 市 区 村 府 県 町 村
			☐ 国外	☐ 国外
2	(ふりがな)		都 道 市 区 村 府 県 町 村	都 道 市 区 村 府 県 町 村
			☐ 国外	☐ 国外

※1月1日時点で日本国内に住所を有しない場合は、「□国外」にチェック☑してください。

→＜問4＞就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)について、令和7年度分(令和6年所得分)の住民税の申告は行っていますか。

※申告しているかわからない場合は、市役所の住民税担当窓口へお問い合わせください。

※マイナンバーを利用し、審査に必要な税額情報が取得できない場合、別途、必要書類の提出を求める場合があります。

※住民税の申告を行わず、税額情報が確定しない場合は支給できません。

チェック☑

☐	申告済です
☐	申告していません

どちらかに✓

の申告を行ってください。

は、令和6年度が遅れる場合があります。

2025年度1月1日時点で国外居住です

※保護者の一方(もしくは両方)が2025年1月1日時点で国外居住の場合はこちらにもチェック☑してください。

質問は以上です。

✓を入れた上、生徒名などを記入してください。

令和 7 年 7 月 31 日

大阪府 教育長 あて

大阪府私立高校生等臨時支援金申請意向及び同意について

(1) 大阪府私立高校生等臨時支援金（以下「臨時支援金」と言います。）申請の意向について

次の 2 つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。

☒ ①臨時支援金を申請したいので、受給資格の認定を申請します。

☐ ②臨時支援金を受ける意思がないので、受給資格の認定は申請しません。

※①にレ印を付けた場合は、(2) についても回答してください。

(2) 臨時支援金受給資格認定に係る同意事項（次の事項を確認の上、全ての□にレ印を付けてください。）

☒ 臨時支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定や受給状況に係る情報を利用することに同意します。

☒ 学校設置者が、私に支給される臨時支援金を代理受領することに同意します。

☒ 臨時支援金を授業料に充てるとともに、臨時支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを同意します。

☒ 申請者である生徒及びその保護者は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

以下の欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

ふりがな	とうこう たろう
生徒氏名	東 高 太 郎

生徒の生年月日	2009 年 2 月 22 日
生徒の住所	〒583-0026 大阪府藤井寺市春日丘 3-1-78-123 号室
保護者等の電話番号	090-9377-1234 ※日中に連絡のつく電話番号
生徒が在学する 学校等の名称	四天王寺東高等学校

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - ②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①,③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ 個人番号を利用した申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から发出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。
- ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。